

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年7月18日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル深谷川本店

深谷市上原字後463番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・川本北小学校の通学区、川本中学校の通学路です。特に、工事現場中央の道路が川本中学校の通学路のため十分な注意をお願いします。
- ・開発の際には、登下校時における安全確保のために、車両の出入りに十分注意し、ガードマン等の配置をお願いします。
- ・廃棄物保管場所から悪臭の発生がないように、十分な対応をお願いします。
- ・荷さばき施設周辺の音に関しては住民の方に事前説明の上同意を得ているのですが、実際に稼働が始まると思っていたよりもひどかったということで苦情が寄せられるケースがあります。また、騒音予測結果で評価が「×」となっている部分があります。立地が住宅に隣接しておりますので、騒音に関しては十分にご配慮の上営業されるとともに、住民から苦情などが寄せられた際には誠意を持って対応していただけますようお願いいたします。

2 縦覧期間

令和7年7月18日から令和7年8月18日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター